

地域自立支援協議会の検討状況等

- 本協議会は障害のある方が地域において自立した生活を営むことができるよう、相談支援体制や地域の障害福祉に関するシステム等について協議を行う場として設置
- 委員は、学識経験者、精神科医師、障害者相談員、相談支援事業・障害福祉サービス事業関係者、区職員等から構成

これまでの検討状況

	平成20年3月～平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度(案)
親会	協議会(親会)設置				委員委嘱 新体制スタート
		専門部会を3つに分け、各課題に検討を指示			当事者の参加についての検討
				障害者計画への意見	専門部会の再編への研究
相談支援専門部会	相談支援専門部会設置	それぞれの立場で抱える課題の			サービス利用計画への対応及び検証
		地域包括支援センターについて学ぶ			望ましい相談支援体制等の検討
		事例の検討		法改正への対応、相談支援体制、虐待防止についての検討	検査事例からの課題整理
			定例会議を開催	新福祉センターの相談支援事業所(ハード面)の検討	定例会議を継続 スキルアップ、ネットワークの推進
就労支援専門部会		就労支援専門部会設置	小部会方式での検討(知的・身体、精神、学校)	産業界や、寺社・大学等の地域資源との連携を検討	産業界や、寺社・大学等の地域資源との連携の具体化
		現状と課題の把握のため調査を実施	問題点の改善策検討・仕組づくり	中間的な仕組みづくりの検討	
		調査結果の情報共有	継続支援についてアンケート調査	課題の改善策検討	区役所関連業務の委託拡大検討
			ネットワークの現状		作業所ネットワークの検討
				支援者研修会を活用したネットワークの推進	
権利擁護専門部会		権利擁護専門部会設置			地域での権利擁護の仕組み等の検討
		提供された事例の検討	権利擁護支援体制の検討		
		知的障害、精神障害及びアルコール依存症の複合的な事例	ネットワーク作りの検討		
			アンケートの実施	苦情解決とその機関について	障害者虐待の予防に関する検討
				権利擁護支援マップの作成	

自立支援協議会の法定化

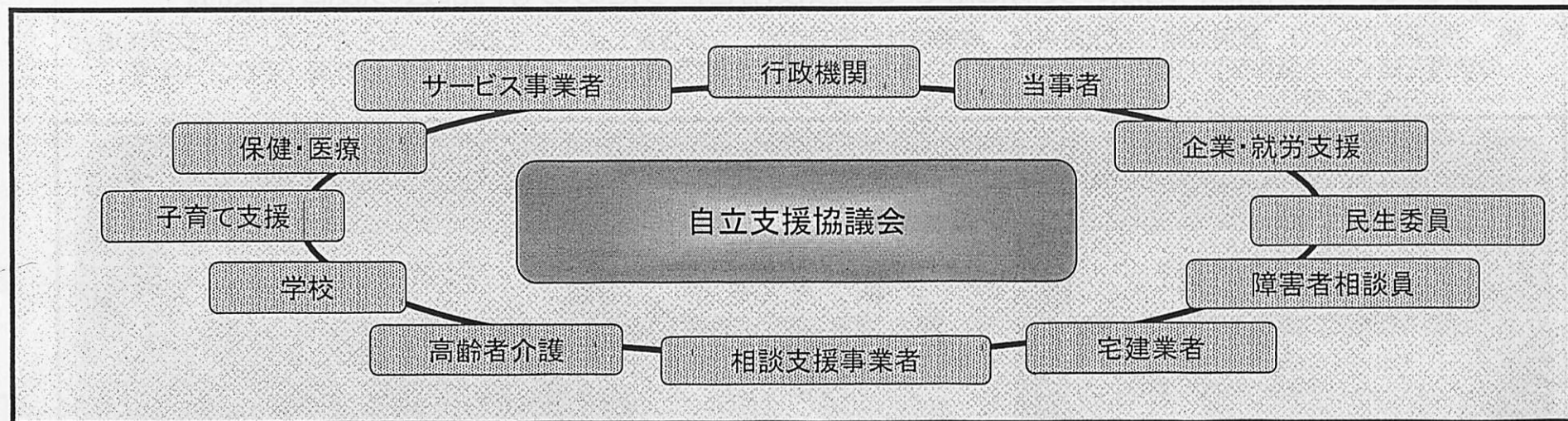
○ 自立支援協議会については、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。

○ しかしながら、現状においては、単なる意見交換の場となったり、会議がほとんど開催されていない等、形骸化している事例が見受けられる。

→ 今回改正により、自立支援協議会が法定化されたことを踏まえ、自立支援協議会の運営の活性化のための方策や、相談支援の充実等の制度改正を踏まえた自立支援協議会が担うべき役割について検討。

※ 今回改正により、都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされている。当該改正の趣旨を踏まえ、「第三期障害福祉計画(平成24年度～)」の作成に当たっては、自立支援協議会の意見を聴くよう努めること。

【自立支援協議会を構成する関係者】



新

市町村の自立支援協議会の役割（案）

H23.10.31

障害保健福祉関係主管課長会議
資料

- 自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。
- 今回の障害者自立支援法の一部改正を踏まえ、
 - ・ 指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画等の質の向上を図るための体制や、
 - ・ 地域移行支援・定着支援を効果的に実施するための相談支援事業者、精神科病院、入所施設、保健所や地域の障害福祉サービス事業所等による地域移行のネットワークの強化や、障害福祉サービスの利用の組み合わせによる施設入所者の状況を踏まえた地域の社会資源の開発の役割強化が必要。
- また、障害者虐待防止法の成立を踏まえ、
 - ・ 地域における障害者虐待防止等のためのネットワークの強化が必要。
- このため、自立支援協議会はこれらの役割を担う旨通知により明確化。
併せて、市町村は、地域の実情に応じて当該役割を担うための専門部会の設置を検討。

※ 今回改正により、都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされている。当該改正の趣旨を踏まえ、「第三期障害福祉計画（平成24年度～）」の作成に当たっては、自立支援協議会の意見を聴くよう努めること。

自立支援協議会

地域移行部会

サービス等利用計画等
評価部会

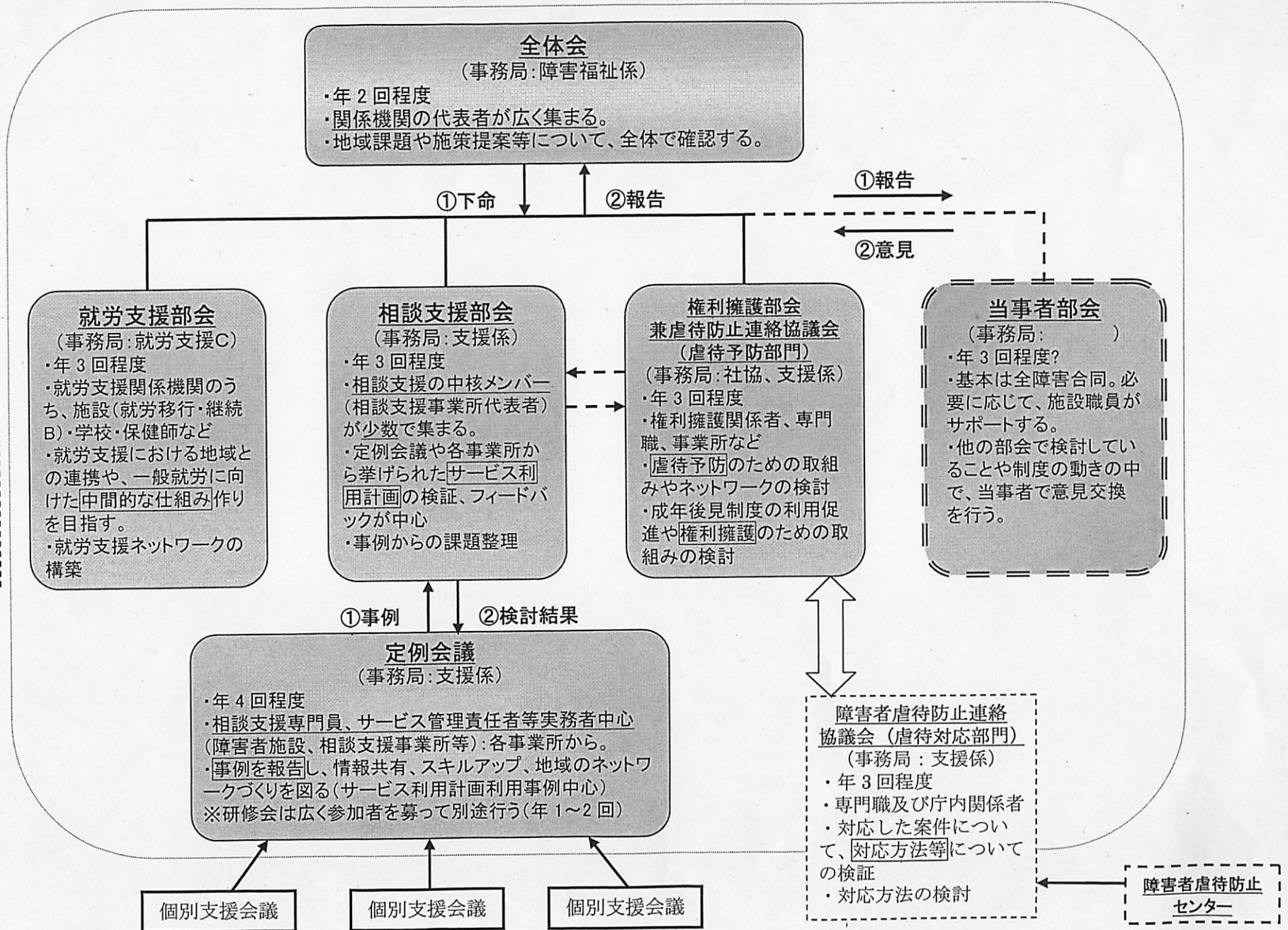
権利擁護部会

こども支援部会

就労支援部会

等

文京区障害者地域自立支援協議会（案）



【席上配付資料6】

平成24年度 文京区障害者地域自立支援協議会

各専門部会の下命事項等の確認について (案)

1 各専門部会における共通の下命事項として、障害当事者の部会への参画について検討する。

2 相談支援専門部会

相談に関する課題や問題点を分析し、相談支援体制のシステム等についての調査・研究・検討を行う。また、これまでの相談支援に関する課題を明確にし、望ましい相談支援体制やネットワーク構築について検討する。

さらに、相談支援における役割の強化が求められており、サービス等利用計画の質の向上を図るとともに、事例から課題を整理し支援が向上するようフィードバックする。

- ① これまでの検討及び法改正を踏まえ、事業者や相談機関における望ましい相談・支援体制等についての検討
- ② 「サービス利用計画」への対応
- ③ 定例会議の事例検討等を始めとする従事者のスキルアップを図る。

3 就労支援専門部会

就労に関する相談や支援内容等についての調査・研究・検討を行う。

- ① 就労支援体制の現状と問題点についての情報共有
- ② 就労の促進・継続を支援するための方策についての検討
- ③ 大学との連携等、就労支援のネットワーク構築についての検討

4 権利擁護専門部会

権利擁護に関する課題や支援のあり方についての調査・研究・検討を行う。

本年10月の虐待防止法施行に向けて、虐待予防のための取組みやネットワークの検討を行う。

- ① 障害者への権利侵害についての事例検討
- ② 事業所等における望ましい権利擁護支援体制の検討
- ③ 権利擁護のネットワークづくりについての検討（虐待防止ネットワークを含む）
- ④ 虐待防止法施行を踏まえた、虐待防止に関する取組みの検討

* 各専門部会は、障害者の権利に関する条約のほか、国内法の整備等、国の動向に留意し、下命事項を検討するものとする。